府令・省令

○内閣府令・経済産業省令第一号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第二十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵・通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一二中

「信用保険料	×××」
「責任共有負担金納付金	×××」

を

に改める。

附　則

1　この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この命令による改正後の信用保証協会法施行規則別紙様式第一は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

告示

○関東地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月一日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間字十九号一八五〇番一から同市鶴間字十九号一八五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局三崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月一日

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西脇市高松町字中川原五三七番二六から同市下戸田字中垣内三九一番一まで	前	二一・二〇～九二・六四メートル	二・三一一キロメートル
	後	二一・二〇～九二・六四メートル	二・三一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号及び四百二十七号	西脇市高松町字中川原五三七番二六から同市下戸田字中垣内三九一番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月一日

○中国地方整備局告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月一日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

第一　起業者の名称　鳥取県

第二　事業の種類　広域営農団地農道整備事業岩美地区（鳥取県鳥取市福部町久志羅字長清水地内から同市福部町中字西十八地内まで）

第三　起業地

一　収用の部分　鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠、字榎山、字矢内谷、字長清水及び字榎谷、中字西十八並びに八重原字菖蒲峠地内

二　使用の部分　鳥取県鳥取市福部町久志羅字菖蒲峠、字榎山、字矢内谷、字長清水及び字榎谷及び奥矢内谷、中字西十八並びに八重原字菖蒲峠地内

第四　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市国府町美歎地内から鳥取県岩美郡岩美町高住地内までの延長13.310mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「広域営農団地農道整備事業岩美地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、起業者である鳥取県が土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路を農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付52構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2で規定する農道に該当する道路として新設する事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

二　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業として、鳥取県が同法第87条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を策定し、実施要綱第6の規定により、中国四国農政局長が事業主体を鳥取県とする事業実施の採択を決定していることなどから、起業者である鳥取県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

三　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業は、「鳥取広域営農団地整備計画（昭和48年策定、平成17年最終変更）」における広域営農団地育成対策の一環として、農作物の生産、加工から流通までの各段階を有機的に運営し得るよう、広域営農団地内の基幹となる農道を新設するものである。